

# 令和3年度 佐久地区剣道連盟 級位審査基準要領

## 級位審査基準表

受審級位	小学生 適合学年	小学生修行期間	着装	剣道具		実技（竹刀）				形（木刀）	
				実技	形	切返し	稽古		基本技稽古法		
一級	六年生以上	二級取得後1ヶ年以上	剣道着・袴	装着	垂バ	審査	審査	一分	二人	基本1～9	
二級	五・六年生以上	三級取得後6ヶ月以上	剣道着・袴			審査	審査	一分	二人	基本1～6	
三級	五年生以上	四級取得後6ヶ月以上	剣道着・袴			審査	審査	一分	二人	基本1～4	
四級	四年生以上	五級取得後6ヶ月以上	剣道着・袴			—	審査	審査	一分半	一人	—
五級	四年生以上	六級取得後6ヶ月以上	剣道着・袴			—	審査	審査	一分半	一人	—
六級	三年生以上	七級取得後6ヶ月以上	剣道着・袴			—	審査	審査	一分半	一人	—
七級	三年生以上	八級取得後6ヶ月以上	剣道着・袴			—	審査	審査	一分半	一人	—
八級	二年生以上	九級取得後6ヶ月以上	剣道着・袴	垂バ	—	—	審査（表1）		—		
九級	二年生以上	十級取得後6ヶ月以上	剣道着・袴		—	—	審査（表1）		—		
十級	一年生以上	—	剣道着・袴		—	—	審査（表1）		—		

(表1)

	立会の礼法	竹刀にて元立ちへの基本打ち
八級	お互いの礼と蹲踞	剣道具を着けた元立ちへの基本打ちで、
九級	お互いの礼と蹲踞	面打ち・小手打ち・胴うち・小手～面打ちを各2本
十級	お互いの礼と蹲踞	づつ「剣道基本技稽古法」の要領で打込む

- 注1、 剣道を始めて6ヶ月を経過し初めての受審者(無級者) については、その学年基準の一つ手前の学年の低い級位より受審できる。  
 (例 受審者が五年生で無級の場合は、1つ手前の学年の低い方、つまり五級を受審する)
- 注2、 中学生以上は二級より受審できる(但し無級者でも始めてから3ヶ月以上の修行期間を要すること) 又、二級取得後修行期間6ヶ月以上で一級を受審することができる。
- 注3、 修行期間については当てはまる月数をもってこれに当てはめる。(日数計算は省略する)
- 注4、 一級～七級を受審する者は、予め行われる「級位受審者講習会」に原則参加しなければならない。
- 注5、 「木刀による剣道基本技稽古法」について  
 ①「木刀による剣道基本技稽古法」については、一～三級受審者の受審科目とする。  
 ②「木刀による剣道基本技稽古法」の審査は各級対象範囲のうち、3本を基準に設定して審査する。  
 ③四級以下は、審査対象外とし、普段稽古の中で、其々木刀又は竹刀操作で習得のこと。
- 注6、 習熟度合いにより、審査員の判断に於いて学年範囲内での飛び昇級がある。  
 (但し、申込みは基準に従って申し込む)  
 県連盟の指導により所属地区での受審がのぞましく、基本的には他支部での受審はできない。
- 注7、 特例事由(教育的配慮)等については、申し込みの事前に御指導の先生を通して佐久地区剣道連盟会長に申し出の上で了承を得ることができる。
- 注8、 全級位審査会の受審申請は事前申込制です。以下に要領を記します。

### 申込方法

- ①「級位申請書」と「各団体事前申請書」は佐久地区剣道連盟HPから最新版をダウンロードして必要事項を入力してください。  
 (注意：級位申請書は毎回変更があります。HPには、申請要領・締切期日なども掲載します。期限厳守)
- ②受審者は「級位申請書」に必要事項を記入捺印の上各所属団体の代表者(連絡担当)に提出します。  
 (注意：申請書への誤記(旧字含)は全てに反映されますので、正しく明記してください。)
- ③各所属団体の代表者(連絡担当)は提出された「級位申請書」に誤りがないか(審査資格・誤字・脱字など)確認してください。
- ④各所属団体の代表者(連絡担当)は「各団体事前申請書」にまとめ、佐久地区剣道連盟事務局に指定の方法で申し込んでください。
- ⑤全級位審査会当日の受付時に、各団体代表者は「級位申請書」「受審料」「事前申請書(1枚目表紙)」を提出してください。